

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日にあつたときは、その翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 保安林の指定の解除
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 教育委員会の招集
- 危険物取扱者試験の実施
- クリーニング師試験の実施

### ◇ 告 告 示

- 危険物取扱者試験の実施
- クリーニング師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二番地	昭和五十一年九月一日

### 鳥取県告示第七百八十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二番地	昭和五十一年九月一日

鳥取県告示第七百八十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二二五	昭和五十一年九月十六日
本家内科	八頭郡若桜町大字浅井 二五九の三	〃

鳥取県告示第七百八十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二二五	全国	昭和五十一年九月十六日
本家内科	八頭郡若桜町大字浅井 二五九の三	〃	〃

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十一年十月一日	福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二

鳥取県告示第七百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西濱一三八〇の一五九から一三八〇の一六  
一まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十一年七月三十一日付けで気高町、鹿野町及び青谷町から申請のあつた県営で行う土地改良(気高地区広域営農団地農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(気高地区広域営農団地農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場、鹿野町役場及び青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十三号

昭和五十一年七月二十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(福田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十四号

昭和五十一年九月十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(滝山地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

国府町から申請のあつた町営土地改良(南広西地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年十月十三日から施行する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取信用金庫の項中

鳥取東支店	鳥取市吉方町二丁目
正蓮寺支店	鳥取市正蓮寺

鳥取東支店 鳥取市吉方町二丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
東部青英会	安部美喜男	伊井野寿和	鳥取市今町一―一〇一 網浜ビル	その他の政治団体
中部青英会	太田 博	松田 清己	倉吉市昭和町一八〇一六	"
東部陽光会	稲本美代子	山本 信子	鳥取市今町一―一〇一 網浜ビル	"
智頭町相沢後援会	林 正満	声高 富三	八頭郡智頭町大字智頭 一六九〇	"
中部陽光会	大谷 静枝	天野 博子	倉吉市昭和町一八〇一六	"
相沢英之西部陽光会	伊塚 照子	黒田 都子	米子市西福原五四九の一	"
相沢英之西部青英会	松田 一三	鶴田 武久	米子市西福原 五四九の一	"
野坂浩賢運輸後援会	後藤 慶次	本田 皓人	鳥取市永楽温泉町一五二	"
古賀信三と明日の鳥取を考える会	古賀 忠義	古賀 哲彦	鳥取市永楽温泉町一五三	"
鳥取県税理士政治連盟	坂井 恭二	佐伯 巍之	米子市道笑町二丁目九九	"
鳥取県税理士相沢英之後援会	広島 了輔	白石 孝	米子市東町九七 開発ビル	"
自由民主党鳥取県軍恩連盟総支部	桜川 豊吉	谷沢芳喜代	八頭郡那家町那家三二一	政 党

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	代表者	新	旧
安田貞栄後援会	代表者	渡辺 勇		長衛 薫雄
東部青英会	政治団体の名称	相沢英之東部青英会		東部青英会
中部青英会	"	相沢英之中部青英会		中部青英会
東部陽光会	"	相沢英之東部陽光会		東部陽光会
中部陽光会	"	相沢英之中部陽光会		中部陽光会

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年十月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

公 告

- 一 日 時 昭 和 五 十 一 年 十 月 十 二 日 午 後 一 時
- 二 場 所 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 二 七 一 番 地 鳥 取 県 教 育 委 員 会 会 議 室
- 三 議 題
  - 1 昭 和 五 十 一 年 度 総 務 課 長 報 告 ( 一 )
  - 2 々 々

消 防 法 ( 昭 和 2 3 年 法 律 第 1 8 6 号 ) 第 1 3 条 の 3 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 危 険 物 取 扱 者 試 験 を 次 の と お り 実 施 す る 。

昭 和 5 1 年 1 0 月 8 日

鳥 取 県 知 事 平 林 鴻 三

- 1 試 験 の 種 類
  - ( 1 ) 甲 種 危 険 物 取 扱 者 試 験
  - ( 2 ) 乙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験
  - ( 3 ) 丙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験
- 2 試 験 の 日 時 及 び 場 所
  - ( 1 ) 日 時
 

甲 種 危 険 物 取 扱 者 試 験	昭 和 5 1 年 1 1 月 2 4 日	午 前 1 0 時 か ら
乙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験	昭 和 5 1 年 1 1 月 2 4 日	午 前 1 0 時 か ら
丙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験	昭 和 5 1 年 1 1 月 2 4 日	午 後 1 時 か ら
  - ( 2 ) 場 所
 

鳥 取 市 東 町 一 丁 目 2 2 0	鳥 取 県 庁
-----------------------	---------

倉 吉 市 殿 城 2 7 9 鳥 取 県 中 部 総 合 事 務 所

米 子 市 純 町 1 の 1 6 0 鳥 取 県 西 部 総 合 事 務 所

米 子 市 富 士 見 町 一 丁 目 1 0 3 の 1 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 消 防 本 部

3 受 験 資 格

- ( 1 ) 甲 種 危 険 物 取 扱 者 試 験 に つ い て は 、 消 防 法 第 1 3 条 の 3 第 4 項 の 規 定 に 該 当 す る 者
- ( 2 ) 乙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験 に つ い て は 、 消 防 法 第 1 3 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に 該 当 す る 者

4 受 験 手 続

( 1 ) 受 験 願 書 受 付 期 間

昭 和 5 1 年 1 0 月 2 1 日 か ら 1 0 月 3 0 日 ま で ( 郵 送 に よ る 場 合 は 、 1 0 月 3 0 日 ま で の 消 印 の あ る も の は 、 有 効 と す る 。 )

( 2 ) 提 出 書 類

- ア 受 験 願 書
- イ 甲 種 危 険 物 取 扱 者 試 験 又 は 乙 種 危 険 物 取 扱 者 試 験 を 受 験 す る 者 は 、 3 の 受 験 資 格 を 有 す る こ と を 証 明 す る 書 類
- ウ 写 真 1 枚
 

受 験 願 書 提 出 前 6 箇 月 以 内 に 撮 影 し た 正 面 か ら の 無 帽 か つ 無 背 景 の 上 三 分 身 像 の 縦 4 セ ン チ メ ー ト ル 、 横 3 セ ン チ メ ー ト ル の も の で 、 そ の 裏 面 に 撮 影 年 月 日 、 氏 名 及 び 年 齢 を 記 載 し た も の
- エ 危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則 ( 昭 和 3 4 年 総 理 府 令 第 5 5 号 ) 第 5 5 条 第 5 項 又 は 第 6 項 の 規 定 に よ り 試 験 科 目 の 一 部 を 免 除 さ れ る 者 に あ つ て は 、 受 験 願 書 提 出 の 際 、 同 条 第 5 項 又 は 第 6 項 に 規 定 す る 免 状 の 写 し を 添 付 す る こ と と も に そ の 免 状 を 試 験 当 日 提 示 す る こ と 。

## 5 受験手数料及びその納付方法

## (1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円  
 イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円  
 ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和51年10月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 試験の日時

(1) 学科試験 昭和51年10月29日 9時30分から12時まで

(2) 実地試験 昭和51年10月29日 13時30分から

## 2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第二庁舎第二会議室

(2) 実地試験

鳥取市吉方温泉一丁目609番地 奥村クリーニング店

## 3 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者  
 (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者となされる者

## 4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識  
 (2) 公衆衛生に関する知識  
 (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

- ア 受験願書(別記様式による。)  
 イ 履歴書  
 ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)  
 エ 受験資格を有することを証明する書類

## (2) 受験願書提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県外に住所を有する者は、(〒680)鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課

## (3) 受験願書提出期間

昭和51年10月8日から昭和51年10月18日まで。ただし、郵送の場合は、昭和51年10月17日までの消印があれば有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

- (1) 受験通知書は、直接本人あて送付する。
- (2) 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ1枚及びズボン1本を持参すること。この場合、アイロン仕上げのできるものとする。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

証紙  
はりつけ欄

鳥取県知事 平林鴻三 殿

昭和 年 月 日

本 籍

住 所

郵便番号 □□□-□□

氏 名

年 月 日生

Ⓢ

クリーニング業法第7条の規定により、クリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】